



5.21 福井地裁の大飯原発3・4号機運転差止め判決を武器に 全ての原発の再稼働を止めていこう！

人々の命と暮らしに根源的価値をおき、福島原発事故の甚大さを踏まえた画期的判決

5月21日午後3時、福井地裁（樋口裁判長）は大飯原発3・4号機を「運転してはならない」との画期的判決を下した。3.11 原発震災後初の運転差止め判決である。福井の原告団、弁護団には心から敬意を表する。

安倍政権と原子力ムラが福島原発事故を省みず、原発再稼働を強引に進めようとする中、この判決をバネに多くの仲間が、反原発運動を一層前に進めていこうと活力を得ている。同じ大飯原発で国相手の訴訟を闘う私達関西の原告団は、6月4日の法廷を満席にし、福井地裁判決支持と再稼働を許さないという意思を示した。

この判決は、人間の生命と生活を守ることを根本に据え、福島原発事故の深刻さ被害の甚大さを踏まえ、関電の基準地震動や事故対策を「杜撰、楽観的、脆弱」と具体的に根底から否定し、それらと真正面から向き合い、妥協することなく、福島原発事故後の司法のとるべき立場を明示した画期的判決である。



判決翌日 福井の弁護団・原告団の関電本店への申し入れと関西市民の抗議行動

●我が国の法制下において人格権を超える価値は他に見出すことはできない

判決文の「第4 当裁判所の判断」の冒頭に、この訴訟において「生存を基礎とする人格権が…すべての法分野において、最高の価値を持つとされている以上…よって立つべき解釈上の指針である。」(p38)とし、さらに、「人格権は憲法上の権利であり（13条—生命、自由及び幸福追求権—、25条—生存権—）、また人の生命を基礎とするものであるが故に、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。したがって、この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。」(p38)とし、人格権に根源的価値をおくことを強調している。

●原発に求められる安全性・命を脅かす事故は万が一にもあってはならない

原発の「安全性、信頼性は極めて高度なものでなければならず、万一の場合にも放射性物質の危険から国民を守るべく万全の措置がとられなければならない」(p39)とし、「原子力発電所は電気を生み出すための一手段」であり、「憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべき」とした。この根源的権利（人格権）を極めて広範に奪うものは、「おおきな自然災害や戦争以外」では、「原発事故のほか想定し難い」と述べ、大事故を招く「具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然」(p40)と断言している。

さらに、新技術がもたらす危険性を一定認めなければ社会の発展はないとする原子力ムラの主張に対しては、「原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる」(p40)とし、続けて「本件原発においては、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島

原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい」(p41)と、司法の責務について明らかにした。

福井地裁判決は、根源的価値として的人格権を基礎に、福島原発事故の甚大さから「万一の危険も許されない」ことを根本的な理として、この理に基づけば、その判断は、原子炉等規制法などの「行政法規の在り方、内容に左右されるものではない」と述べ、3.11後の司法の判断基準を示した。「経済よりも生命が大事」という多くの人々の声を現わした判決でもある。

● 関電の事故対策等を具体的に批判・楽観的見通しのもとに初めて成り立つ脆弱なもの

判決は、関電の大飯原発3・4号炉の基準地震動や事故対策、とりわけ争点となった「冷却機能の維持」と「閉じ込めるという構造について(使用済み核燃料の危険性)」について、詳細な検討を加え、関電の主張・対策を厳しく批判している。

関電の種々の事故対策(イベントツリー)を具体的に検証し、その実効性について、夜間の事故で想定どおりの対応が取れるのか、短時間で事故の様態や原因を把握できるのか、柏崎刈羽原発で実際に起こった敷地内埋戻土の1.6メートルの段差が同様に生じれば電源車を動かすことも不可能等々、関電の対策が机上の空論であることを指摘している。

基準地震動についても「大阪地方裁判所の仮処分事件においても主要な争点のひとつであった」敷地内F-6破砕帯について、関電が従来の見解を翻して活断層ではないとしたことについて、「このような主張の変遷がなされること自体・被告の調査能力の欠如や調査の杜撰さを示すものである・敷地内部においてさえこのような状況であるから・発電所の周辺地域における活断層の調査が厳密になされた信頼することはできない」とし、さらに地震が既に知られている活断層で発生するとは限らないことと併せて「既に被告の地震想定は信頼性に乏しいといえる」(p53)と断じている。

「国民の安全が何よりも優先されるべきという見識に立つのではなく、深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとにかような対策が成り立っているといわざるを得ない」(p64)と批判している。

以上の関電の技術的対策・事故対策の批判を踏まえて、大飯原発の「安全技術及び事故対策は、確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ち得る脆弱なものであると認めざるを得ない」(p64)と指弾し、危険を取り除くために、差止めが有効であると結んでいる。原子力規制委員会による新基準適合性審査については、上記の「問題点が解消されることがないまま新規基準の審査を通過し本件原発が稼働に至る可能性がある。こうした場合、本件原発の安全技術及び設備の脆弱性は継続することになる」とも記し、規制委員会の審査のあまさを批判している。

● 経済よりも命、故郷を奪われた人々の無念と憤りを代弁

「原発はコスト低減につながる」との関電の主張には、「極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の可否を判断すること自体、法的には許されないことである」と断罪している。さらに「国富流出論」については、「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である」と、福島原発事故によって故郷を奪われ、土地に根ざした生活を失った人々の無念と憤りを代弁している。

福井の裁判闘争は、名古屋高裁金沢支部に移る。この判決を守り発展させていくのは、全国の運動の力にかかっている。各地の反原発運動を一層強化していこう。